

第1期石川県ニホンジカ管理計画（変更）の概要

1 計画策定の背景及び目的

近年、隣県において、ニホンジカの生息数が増加し、生息域が拡大・北上している。このことが本県にも波及し、本県での生息数の増加及び生息域の拡大と、それに伴う農林業や生態系への被害が懸念されることから、本県の豊かな生物多様性を保全するため、ニホンジカの個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的・計画的に実施することにより、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制するとともに、農林業、生活環境及び森林生態系への被害を未然に防止する。

2 鳥獣の種類 ニホンジカ

3 計画期間 平成27年5月29日～平成30年3月31日 （変更：平成29年10月1日）

4 管理の地域 全県

5 管理の目標

強力な捕獲圧をかけ、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制するとともに、農林業、生活環境及び森林生態系への被害を未然に防止する。

6 個体数の調整に関する事項

(1) 猟期

狩猟期間を11月1日から3月31日までとする。

ただし、

㊦及び㊧（11月1日から11月14日及び3月1日から3月末日）

：箱わな猟及び止めさしのための銃猟に限る

㊨（2月16日から2月末日）：銃猟及びわな猟

	㊦ 11/1～11/14	通常の狩猟期間 11/15～2/15	㊨ 2/16～2/末	㊧ 3/1～3/31	
--	-----------------	-----------------------	---------------	---------------	--

(2) 特例休猟区の設置 地元の要望に基づき、特例休猟区を設置する。

(3) 個体数調整捕獲等の実施 計画的・効率的な捕獲を実施する。

(4) 鳥獣保護区の狩猟鳥獣（ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への移行

ニホンジカの生息数増加による農作物被害等が発生している場合は、鳥獣保護区を一時的に解除し、狩猟鳥獣（ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への移行を必要に応じて実施する

7 被害防除対策に関する事項

(1) 農林業被害対策

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく鳥獣被害防止対策を推進する。

情報収集、体制づくり、環境整備、侵入防止対策、造林地の食害防止対策等に取り組む。

(2) 森林生態系被害対策

白山国立公園については、環境省や関係県等とも連携し、防護柵の設置等の被害対策を検討する。

8 生息地の保護及び整備に関する事項

野生動植物の生物多様性に配慮した森林管理、新規植栽地や伐採地における侵入防止柵の設置、里山の利用保全の推進等に取り組む。

9 生息状況等の調査研究及び計画の実施体制

生息状況や被害状況などについてモニタリングを実施し、専門家からなる検討会で評価・検討を行うとともに、県、市町、猟友会、農林業者等でワーキンググループを開催し、適切な対策を検討する。

10 その他管理のために必要な事項

狩猟者の確保・育成及び新たな捕獲手法の検討を行うとともに、狩猟者の捕獲意欲を向上し、捕獲の促進を図るため、安心安全なシカ肉の普及を図る。